

ART Pay Software License Agreement

本「ART Pay Software License Agreement」（以下「本利用許諾書」といいます）は、ART Pay 及び CARE GUARD（以下「本サービス」という）の利用等に関する各契約（以下「利用契約」といいます）に付帯する契約であって、利用契約をアート・フィナンシャルサービス株式会社（以下「当社」といいます）との間で締結した者（以下「甲」という）が、本ソフトウェア等（第2条にて定義します）を、本利用許諾書記載の条件にて利用することを許諾するためのものです。

第1条（適用範囲）

本利用許諾書は、甲が本サービスを利用する場合に適用されます。当社は、甲が当社のシステムを実際に利用した場合、甲が本利用許諾書記載の条件を承諾したものとみなします。利用契約と本利用許諾書との規定に矛盾が生じた場合は、本利用許諾書の規定が優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

用語の定義は本利用許諾書において以下の各号の用語は、当該各号記載の意味を有するものとします。

- (1) 「本ソフトウェア」とは、当社のシステム上で甲に提供する当社のソフトウェア製品「ART ペイメントサービス」及びこれらの更新版の総称をいいます。
- (2) 「本ドキュメント」とは、本ソフトウェアを利用するためのユーザーガイド及びマニュアル並びにそれらの改訂版（いずれも電子媒体等で提供されるものを含まず）をいいます。
- (3) 「本ソフトウェア等」とは、本ソフトウェアと本ドキュメントの総称をいいます。
- (4) 「施設 ID」とは、本サービスを利用する甲の介護施設を識別するための当社所定の符号（IDENTIFICATION）をいい、介護施設1つごとに対し1つ必要となります。

第3条（利用許諾）

当社は、甲に対し、甲と当社との間で別途合意した場合を除き、利用契約が締結されていることを条件として、本利用許諾書及び本ドキュメントに明記された規定に従って、甲による本サービスの利用を唯一の目的として、本ソフトウェア等を利用する譲渡不能かつ非独占的な利用権を許諾します。また、甲は、甲が自己の本サービス利用に関する業務を委託する第三者に対し、当該第三者が本利用許諾書の規定（利用契約の締結は含みません）に従うことを条件に、本ソフトウェア等を利用させることができます。かかる場合、甲は当該第三者による本ソフトウェア等の利用について、当該第三者が本利用許諾書を遵守していることについて責任を負うものとします。

2. 本ソフトウェアは施設 ID に対応する仮想店舗を通じて行う信用販売又はその他の販売においてのみ利用することができます。甲は、施設 ID の範囲を超えて本ソフトウェアを利用する場合は、当社が別途定めるところに従い、新たに当社から追加の施設 ID の発行を受ける必要があります。新たな施設 ID の範囲内で利用する本ソフトウェアについても、本利用許諾書の規定が適用されます。

3. 当社は、本ソフトウェア等の改良、改変等のカスタマイズを甲が要望した場合は、当該カスタマイズが可能か否かを含め当該カスタマイズ費用について甲と別途協議の上、別途合意した所に従って当該カスタマイズを行うものとします。カスタマイズ後の本ソフトウェア等の利用許諾及びその他の条件についても本利用許諾書の規定が適用されます。

4. 利用契約の締結前に甲が本ソフトウェアを利用する場合の取り扱いについて以下の各号に定めるとおりとします。

(1) 甲が本サービス利用のために本ソフトウェアの検討又は検証若しくは評価目的（開発、試作目的は禁止）でのみ利用することを条件に、甲に対し無償で利用許諾します。

(2) 利用期間は別途当社との間で定められた期間とし、当該期間中に利用契約を締結した場合は、利用契約の締結日の前日までとします。

(3) 前項の期間中の本ソフトウェアについても、前三項及び第5条の定めを除き本利用許諾書の規定が適用されます。

第4条（制限事項）

当社による甲に対する本ソフトウェア等の利用許諾は、本ソフトウェア等に関連し当社が保有する権利又は第三者が保有し当社が正当にその利用許諾を受けたいかなる権利についても甲に譲渡するものではありません。

2. 甲は、本ソフトウェア等の利用において以下の各号の行為を自らしてはならず、又は第三者をして行わせてはならないものとします。

(1) 本ソフトウェア等の表示又は財産権に関する注意事項の表示を削除又は変更すること

(2) 本ソフトウェアのリバース・エンジニアリング、逆アSEMBル又は逆コンパイルを行うこと（但し、相互運用性検証のため必要不可欠な場合を除きます）

(3) 本ソフトウェア等の翻案、改変を行うこと

(4) 当社の事前の書面による承諾なく、本ソフトウェアのベンチマークテストの結果を開示すること

(5) 本利用許諾書に別段の定めがある場合又は当社の書面による承諾を得ている場合を除き、第三者に対し本ソフトウェア等を再利用許諾、頒布又は貸与すること

第5条（ライセンス料）

甲は、第3条に基づく本ソフトウェア等の利用許諾の対価として以下の一覧表に記載の費用（以下「ライセンス料」といいます）及びこれらに対する消費税等相当額を、甲が利用する施設 ID ごとに当社に支払うものとします。その支払方法に関しては、当社が指定する銀行口座に振込により支払うものとします。なお、当該振込に係る手数料は甲の負担とします。

サービス種別	初期導入費	月額ライセンス料
ART Pay クレジット+口振	8,000 円（消費税別）	無料
ART Pay クレジット	5,000 円（消費税別）	
ART Pay 口振		
ART Pay SE		
CARE GUARD コレクト		

2. 甲は、本ソフトウェア等又は本サービスを一度も利用しなかった場合であっても、前項に基づく支払を免れないものとします。

3. 当社は、甲へ本ソフトウェア等を提供した後に、甲が本サービス若しくは本ソフトウェア等を一度も利用せず又は本利用契約が事由の如何を問わず終了した場合であっても、受領済みのライセンス料及びこれに対する消費税相当額を甲に返還する義務を負わないものとします。

第6条（システム利用料）

甲は、第3条に基づく本ソフトウェア等のシステムの利用料として以下の一覧表に記載の費用（以下「システ

ム利用料」といいます)及びこれらに対する消費税等相当額を甲が利用する施設 ID ごとに当社に支払うものとし、その支払方法に関しては、当社が決済売上金代理受領に関する規約に基づき代理受領した金員から差し引く方法、若しくは当社が指定する銀行口座に振込により支払うものとし、なお、当該振込に係る手数料は甲の負担とします。ただし、当社は、施設 ID ごとに当社と保証委託契約を締結している入居者に係るシステム利用料については、甲に対して請求しないものとし、

2 前項ただし書にかかわらず、本サービスの種別が「CARE GUARD コレクト」の場合に係るシステム利用料は、入居者における保証委託契約の締結の有無によらず、甲に対して請求するものとし、

決済方法	項目	金額 (消費税別)
口座振替	口座振替売上処理料	180 円/件
	口座振替登録手数料 (WEB)	400 円/件
	口座振替登録手数料 (用紙)	150 円/件
	口座振替決済店舗管理費用	1,000 円/月
	システム基本料	1,000 円/月

第7条 (保証及び免責)

当社は、本ソフトウェアが全ての主要な点において該当の本ドキュメント記載の機能を有することを保証します。

2. 当社は、本ソフトウェアが本ドキュメント記載の機能を有していない場合、保証義務違反を発生させた本ソフトウェアを補正するための商業的に合理的な努力をします。但し、当社が商業的に合理的な方法で保証義務違反を実質的に補正できない場合は、甲は本ソフトウェア等の利用を終了し、利用契約を終了させることができます。

3. 当社は本ソフトウェアがエラーや中断が無く稼働することを保証せず、またエラーの全てを補正することを保証しません。前項の定めが当社の唯一の責任であり、前項以外の明示的あるいは黙示的な保証や条件は一切無いものとし、

4. 当社は、情報漏洩事案またはシステム障害 (サーバーダウン、サイバー攻撃、通信障害、システム遅延等) が発生した場合、事態発生の検知から 6 時間以内に、甲及び GMO ペイメントゲートウェイ株式会社 (以下「PG 社」といいます) に対して速やかに通知を行います。通知は、本ソフトウェア等による方法、若しくは甲及び PG 社が提供した連絡先に対し、電子メール、電話、またはその他適切な方法で行うものとし、通知内容には、事案の概要、影響を受けた機能、修復の進捗状況、及び事態を最小限に抑えるための具体的な措置が含まれます。

5. 本ソフトウェア等の利用において情報漏洩が発生した場合、情報漏洩が当社の責任によるものであった場合、当社は甲が受けた直接的な損害を加入するサーバーセキュリティ保険の補償範囲において賠償する義務を負いますが、間接的な損害、または情報漏洩による業務上の損害については一切の責任を負わないものとし、

第8条 (第三者からの申立てに対する対応)

第三者から、甲に対して本ソフトウェア等が当該第三者の知的財産権を侵害しているとの苦情又は裁判上若しくは裁判外での請求 (以下「クレーム」と総称します) が提起された場合には、当社は、甲が以下の各号全てを実施することを条件に、甲にクレームに起因する甲の損失の補償を利用契約の範囲内で行うものとし、

- (1) クレームの通知を受けてから 30 日以内に当社に書面で通知をすること

(2) 当社に防御と解決のためのあらゆる交渉を単独で行わせること

(3) 当社がクレームに対する防御又は解決に必要な情報、権限及び協力を当社に与えること

2. 本ソフトウェア等が第三者の知的財産権を侵害していると判断された場合、又は当社が認めた場合には、当社は、本ソフトウェア等を侵害にならないような（実用性又は機能性を実質的に損なわずに）修正、又は継続して利用できる使用权の取得のいずれかの措置をとることができ、これらいずれの措置も商業的に合理的でない場合には、当社は本ソフトウェアの利用許諾を終了し、本ソフトウェア等の返却を求め、利用契約を終了します。

3. 以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は甲に対して第1項に基づく補償を行わないものとします。

(1) 甲が本利用許諾書及び本ドキュメントに定めた利用範囲を超えて本ソフトウェア等を利用した場合

(2) 最新版の本ソフトウェア等を甲が利用していれば侵害が避けられた場合に、甲が旧バージョンを利用していたことに起因してクレームを受けた場合

(3) 本ソフトウェア等を当社が提供したものではない製品やサービスと組み合わせたことに起因する侵害の場合

4. その他クレームに関する当社の責任は、本条に定めるものに限られるものとします。

第9条（利用権許諾の終了）

甲が本利用許諾書記載の条件に違反し、当社からの書面による催告があった後 30 日以内に違反を是正しないときは、当社は本利用許諾書により甲に対して本ソフトウェア等の利用許諾及び利用契約の全部又は一部を終了させることができます。

2. 別段の定めがある場合を除き、利用契約が終了した場合は本利用許諾書に基づく利用許諾も何らの通知及び催告もなく終了するものとします。

3. 本利用許諾書について甲の債務不履行が発生した場合、甲は本利用許諾書に基づく本ソフトウェア等の利用はできないことに同意します。

4. 利用許諾の終了後においても、第三者からの知的財産権侵害主張に対する対応、ライセンス料の支払等、性質上存続すべき事項は、本利用許諾書終了後も引き続き有効に存続します。

5. 本ソフトウェア等の利用許諾が理由の如何にかかわらず終了した場合、甲は直ちに本ソフトウェア等の利用を取り止め、本ドキュメント等 当社から提供を受けている資料等を返還し又は廃棄若しくは消去しなければならず、当社が要求を受けた場合は直ちに当該廃棄又は消去を証する書面を当社に提出するものとします。

第10条（監査）

当社は、事前に書面で通知することにより、甲による本ソフトウェア等の利用状況について、監査を行うことができます。甲は当社による監査に協力し、合理的な範囲内で助力及び情報を提供することに同意します。

2. 前項の監査の結果、甲に利用許諾された範囲を超えて本ソフトウェア等を利用していることが判明した場合、当社は超過分のライセンス料を請求できるものとし、甲は当社の書面による通知から 30 日以内に当該請求金額を支払うことに同意します。甲から当該請求金額が支払われない場合、当社は、利用契約を終了させることができます。かかる場合、甲に対する本ソフトウェア等の利用許諾は当然に終了します。

第11条（本利用許諾書の改定）

当社は、本利用許諾書を変更する場合、その影響及び本サービスの運営状況などに照らし、適切な時期及び適切な方法によりお客さまに通知するものとします。変更後の規約は、当社が定めた日又は当社所定の一定の予告期

間が経過したときにその効力を生じるものとします。